

大阪市社会福祉研修・情報センター施設使用申込手続きの変更について

貸室の仮押さえや使用日直前でのキャンセルを防止し、ほかに利用を希望する方へ貸出できる機会を広げるために、大阪市社会福祉研修・情報センター条例及び条例施行規則を改正し、使用料の納付期限と還付基準を規定しました。

従来からの変更点と使用料の納付期限、還付基準の詳細は次のとおりです。

平成 30 年 1 月 1 日から、適用します。

1 使用料の納付期限について（会場代のみ。付属設備使用料は使用日で可。）

【変更点】

＜従来の申請＞ 使用日までの納付		＜平成 30 年 1 月 1 日以降の申請＞ 納付期限までの納付 (納付がない場合は自動的にキャンセル扱い)
-------------------------	---	--

【納付期限】

期間（申請日から起算して）	使用料の納付期限
使用日の前日まで 36 日以上前に申請した場合	使用日の 1 か月前の日まで
使用日の前日まで 7 日以上 35 日までに申請した場合	申請の日の 6 日後の日
使用日の前日まで 7 日未満の日又は使用日に申請した場合	使用日まで

2 使用料の還付基準について（貸室予約の取消しに伴う返金について）

【変更点】

＜従来の申請＞ 返金なし		＜平成 30 年 1 月 1 日以降の申請＞ 使用日の 1 か月前の日までの 予約取消しは返金あり
---------------------	---	---

【還付基準】

使用許可の取消しを申し出た日	還付金額
使用日の 1 か月前の日まで	全額
使用日まで 1 か月未満	なし

注) 年末年始は、12 月 29 日～1 月 3 日の間は休館となります。